

肉用牛繁殖経営支援事業（新規）

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いこと資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準（家族労働費の8割を補償するものとして設定）を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

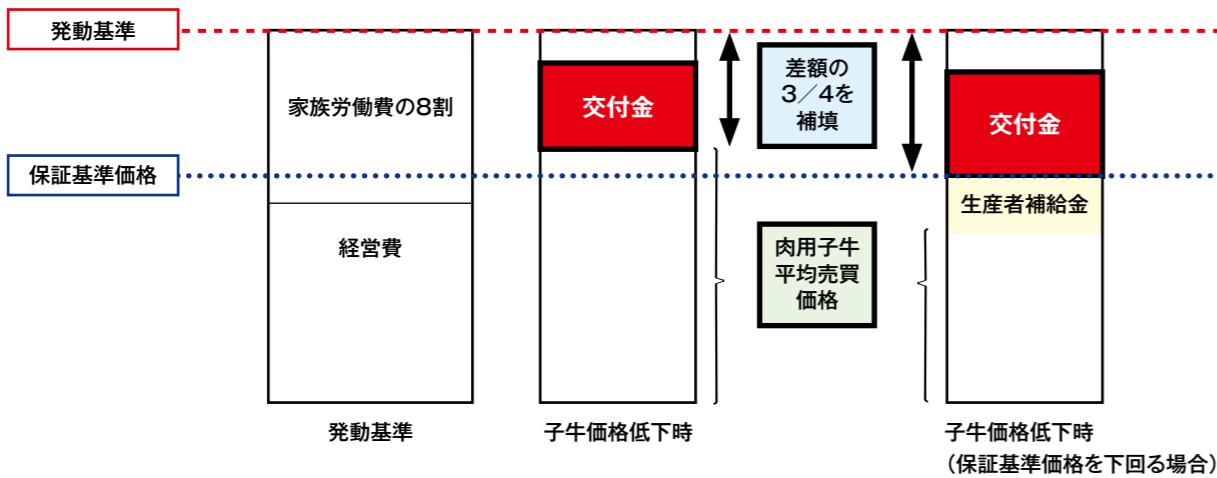
①対象品種：黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

②発動基準：	品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
	発動基準	38万円	35万円	25万円

③交付金単価：発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格）の差額の3/4

④対象子牛：肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

⑤事業実施期間：平成22～24年度（3年間）



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）、民間団体

4 所要額（補助率） 14,243百万円（定額）

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新規）

－ 新マルキンの創設 －

1 事業の目的

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と国の助成により造成した基金から、粗収益と生産費との差額の8割を補てんすることにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

2 事業の内容

四半期ごとの肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、肥育牛生産者に補てん金を交付する。

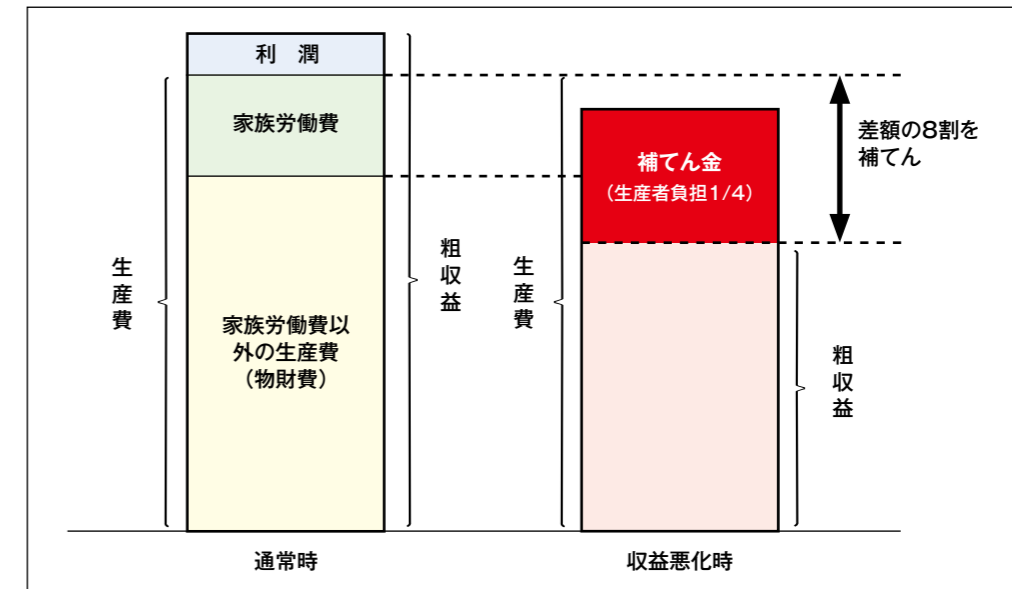
①拠出割合 生産者：国=1：3

②事業実施期間 平成22～24年度（3年間）

③補てん割合 1頭当たりの生産費と粗収益との差額分の8割

④対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分

⑤対象者 肉用牛肥育経営者



3 事業実施主体 民間団体、都道府県域を範囲とする民法法人

4 所要額（補助率） 84,636百万円（定額、3/4以内）